

『有機溶剤作業主任者技能講習』開催のご案内

京都労働局長登録教習機関第1号
登録有効期間平成31年3月30日
公益社団法人京都労働基準協会

労働安全衛生法第14条では、特定の危険有害な業務には、作業主任者の選任が義務付けられています。今回、有機溶剤作業主任者技能講習を下記の通り開催いたしますので、この機会に有機溶剤作業主任者の養成を図られますようご案内申し上げます。

記

- 講習日時 平成27年 11月 6日 (金) 8:55~16:10 ※受付8:45~
7日 (土) 10:00~18:20 ※修了試験含む
※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了試験の受験ができませんのでご注意ください。
- 講習場所 舞鶴西総合会館 (舞鶴市字南田辺1)
- 講習科目 ○有機溶剤による健康障害及びその予防措置に関する知識【4時間】
○作業環境の改善方法に関する知識【4時間】
○保護具に関する知識【2時間】
○関係法令【2時間】
- 受講資格 満18歳以上の方
- 受講料 8,640円 (8,000+消費税)
(受付後の受講料の返還はいたしませんので、ご了承下さい。)
- テキスト代 「有機溶剤作業主任者テキスト」
1,944円 (1,800+消費税)
- 定員 80名 (定員になり次第締め切ります。)
- 受付日時 平成27年10月6日(火)より 土・日・祝日を除く9:00から17:00まで
- 申込方法 受講申込書に所定事項記入の上写真を貼付し、受講料、テキスト代を添えてお申込み下さい。
写真は、申請前6ヶ月以内に撮影し、単身、上三分身、正面、脱帽、(縦3cm 横2.4cm)のもの。不鮮明なもの、顔かたちがはっきりしないもの、サングラスをかけたものは受付できませんのでご注意ください。
- ※①~⑥のいずれかを講習申込時に必ずご持参下さい。(コピー可)
- ① 安衛法に基づく登録教習機関が発行した技能講習修了証
 - ② 安衛法に基づくクレーン運転士等免許証
 - ③ 本籍地が記載された自動車運転免許証 (注意: 近年交付される免許証には記載はありません。)
 - ④ 本籍地が記載された住民票 (注意: 別途「本籍地」の記載を申請する必要があります。)
 - ⑤ パスポート
 - ⑥ 外国人登録証明書 (特別永住者証明書、在留カードも可)
- 申込先 公益社団法人 京都労働基準協会 舞鶴支部 Tel0773-75-4731 Fax0773-75-4777
〒624-0913 京都府舞鶴市字上安久小字安久谷原 381-2